行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳から70歳くらいの女性、身長158㎝、体重40kg位、やせ型、頭髪白髪まじり約13㎝、白内障、右腹部に盲腸の手術跡あり、現金15,845円、腕時計（黒革バンド、３針、ＫＥＮＴＢＲＯＳ）、財布（黒色、二つ折り）所持

上記の者は、平成23年１月15日午前11時15分頃に福島市曽根田町３番27号サーパス曽根田１階駐車場で発見されました。福島警察署にて見分し、警察医による死体検案の結果、肺炎に伴う急性心臓死であることが判明。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は福島市葬儀事務所に安置しております。お心当たりの方は、福島市役所地域福祉課まで申し出てください。

平成 23 年２月 14 日

福島県　　福島市長　瀬戸　孝則

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳～80歳位、身長160㎝、体格普通、頭髪白髪ボサボサ頭、黒色革ジャンパー、ベージュ色ジャンパー、灰色セーター、灰色毛糸手袋、黒色カーディガン、紺色スラックス、白股引２枚、黒靴下、黒半長靴を着用

上記の者は、平成22年３月19日午前７時19分頃、川口市幸町３丁目12番33号ドミールカネコ敷地内にて倒れているところを、発見されたもので、マンションから飛び降り自殺したものと思われる。死亡日は、平成22年３月19日午前２時頃と推定される。

遺体は火葬に付し、遺骨は川口市役所生活福祉課に保管してあります。心当たりの方は川口市役所生活福祉課までお問い合わせ下さい。

平成 23 年２月 14 日

埼玉県　　川口市長　岡村幸四郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳

上記の者は、平成21年８月16日午後１時53分頃、埼玉県三郷市戸ヶ崎3090番地16で死亡しているところを発見されました。

なお、遺骨は三郷市福祉事務所に保管されていますので、心当たりの方は、当市福祉部生活ふくし課保護係までお申し出下さい。

平成 23 年２月 14 日

埼玉県　　三郷市長　木津　雅晟

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・職業不詳、年齢40歳くらいから60歳くらいの男性の人骨（頭蓋骨）、黒色半袖シャツ、黒色ズボン、緑色トランクス、白色靴下、黒色短靴、黒色財布

上記の者は東京都足立区扇二丁目区立荒川江北橋緑地（左岸）河川敷内で発見、半年以上前に死亡と思われる。身元不詳のため遺体を火葬に付し、遺骨を当区で保管。心当たりの方は当区福祉部福祉管理課まで。

平成 23 年２月 14 日

東京都　　足立区長　近藤　弥生

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長約160㎝（下半身のみの遺体からの推定）、着衣、紺色長ズボン（スウェット）、グレーのボクサーパンツ、黒色靴下、靴様のもの

上記の者は、平成23年１月17日午前８時30分頃、島根県隠岐郡隠岐の島町代地内の海岸で発見されたもの。身元不明のため、遺体は平成23年１月19日火葬に付しました。心当たりの方は、隠岐の島町福祉課まで申し出て下さい。

平成 23 年２月 14 日

島根県　　隠岐の島町長　松田　和久

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 23 年２月 14 日

山陽都市計画事業
厚狭駅南部地区土地区画整理事業
施行者　山陽小野田市
代表者　山陽小野田市長　白井　博文

記

１．書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
山陽小野田市大字鴨庄76番地３　財満　元生
２．通知の内容
別表及び別図のとおり
〔教示〕
この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。
（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に山陽小野田市を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、別表及び別図は、山陽小野田市日の出一丁目１番１号の山陽小野田市役所都市計画課で閲覧できます。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 23 年２月 14 日

山陽都市計画事業
厚狭駅南部地区土地区画整理事業
施行者　山陽小野田市
代表者　山陽小野田市長　白井　博文

記

１．書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
山陽小野田市大字郡1527番地　篠田　絹子
２．通知の内容
別表及び別図のとおり
〔教示〕
この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。
（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に山陽小野田市を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、別表及び別図は、山陽小野田市日の出一丁目１番１号の山陽小野田市役所都市計画課で閲覧できます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年一月二十日、会社法第三百十九条第一項に基づく株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十四日

秋田県秋田市牛島南二丁目二一番二三号
有限会社トップメタル
清算人　加藤由美子

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十四日

東京都調布市下石原二丁目八番地七
有限会社大石美装
清算人　髙橋　文衛

解散公告

当社は、平成二十三年一月三十一日のみなし決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十四日

東京都中央区新川二丁目二番一号
有限会社アクトパーツ
清算人　堀　　順平

解散公告

当社は、平成二十二年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十四日

東京都台東区下谷二丁目一九番九号
株式会社ライト
代表清算人　神田　義光